

砥部町農業委員会総会
令和 4 年 11 月議事録

令和 4 年 11 月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 4 年 11 月農業委員会総会
2 開始日時	令和 4 年 11 月 8 日（火）13 時 30 分～13 時 50 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大内廣志（会長）、西岡弘安、西森正一、宇津見尚規 田中和樹、田中 弘、藤田 平、三木恭子、田中祥三 松尾利勝、佐野淳子、山田義秀、亀田義一、大野和博 中村孝幸
5 欠席委員	土井敬一
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 池内 隆（事務局専門員兼農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和4年11月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第51号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について 1件

日程第3 議案第52号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 2件

日程第4 議案第53号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について 1件

日程第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について 2件

日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用
集積計画について 2件

・閉会

令和4年11月砥部町農業委員会総会

令和4年11月8日（火） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局 長	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から11月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大内会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局 長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第4条により、土井敬一委員より、欠席の旨、通告がありましたのでご報告致します。 本日の出席委員は15名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大内会長にお願いします。
議 長	それでは、11月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、13番、大野和博委員さん、16番、中村孝幸委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第51号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。相続による所有権移転の届出案件です。 地図は1、2頁をご覧ください。 届出人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、地目、田、面積395㎡外14筆、合計面積12,683㎡です。 亡くなられた、〇〇さんからの相続によるものです。

	以上で説明を終わります。
議 長	農地法第3条の3第1項の規定により、記載のとおり確認しておりますので、事務局報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第3 議案第52号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件を議題といたします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の2頁をご覧ください。 1件目、所有権移転、売買の案件です。地図は3頁をご覧ください。 渡人は〇〇番地〇〇さんです。受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積393㎡外1筆、合計593㎡です。 申請の経緯について、今回の申請地は、渡人が高齢につき、今後、作業労力不足により維持管理が困難となるため、受人が、譲り受けて営農を行うということで話がまとまったものです。 作付予定作物は、キャベツで、受人の営農家族構成は、本人のほか妻が行います。農作業機械もトラクターなどを所有しております。 営農日数は、本人が150日、妻が350日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	内容は、事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	2 件目、所有権移転、売買の案件です。地図は 4 頁をご覧ください。 渡人は〇〇番地〇〇さんです。受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、畑、面積 62 m²です。 申請の経緯について、今回の申請地は、渡人が高齢につき、今後、作業労力不足により維持管理が困難となるため、受人が譲り受けて営農を行うということで話がまとまったものです。 作付予定作物は、季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械もトラクターなどを所有しております。 営農日数は、本人が 200 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。現地も確認し問題ないので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 4 議案第 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の 3 頁をご覧ください。 貸露天駐車場の転用案件です。地図は 5 頁をご覧ください。 申請人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積 278 m²です。 申請の経緯について、申請地周辺には、賃貸マンションがあり、住民の方々より、露天駐車場として借用を希望する話があり、10 台分の仮申し込みを受けている状況です。駐車場用地が確保できていない家庭もあ

	り、駐車に苦慮していることから、早急に貸露天駐車場として転用し利用したく本申請に及ぶものです。 造成等は、なしで、盛土は行いません。碎石、砂利敷きとし、給水はなし、排水は、自然排水とします。 申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。元々は、父親が野菜を作っていましたが、今は、農業をしていないようです。ご審議をお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第5 議案第54号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、2件を議題といたします 1件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の4頁をご覧ください。 1件目、自己用住宅、分家住宅への転用案件です。地図は6頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇〇さん、借人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、畑、面積198㎡です。 申請の経緯について、借人は、妻及び子どもと〇〇の賃貸住宅で生活しております。 子どもの成長とともに手狭になってきたため、住宅建築を検討しておりましたところ、〇〇の所有地である本申請地を住宅建築用地として無償にて借り受けることが可能となりました。 本申請地は、周辺に住宅が建ち並び、家族・親戚も近くに住んでおり、今後の生活拠点として、この上ない条件であるため、住宅を建築したく本申請に及ぶものです。

	周囲はコンクリート擁壁を施工します。排水は浄化槽を経由し、西側道路内の污水管へ接続して放流し、給水は砥部町上水道を利用します。 申請地の農地区分は第２種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりで、〇〇さんは、〇〇さんの息子さんです。問題はないので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	２件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	２件目、露天駐車場兼農作業場への転用案件です。地図は７頁をご覧ください。 渡人は〇〇番地〇〇さん、受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、畑、面積 32 ㎡です。 申請の経緯については、受人は農業経営を行っておりますが、駐車場及び農作業場が手狭で不便をきたし苦慮していたところ、本申請地の紹介があり、所有する倉庫に隣接し利便性も良いことから、今回、露天駐車場兼農作業場として利用したく、本申請に及ぶものです。 切土や盛土は整地程度で、周囲は土留めをします。給水は、なし、排水は、自然排水とします。 申請地の農地区分は第２種農地で、周囲は、ため池、道路、山林という環境で、面積も狭小であるなど、生産性は低く、転用もやむを得ないものと判断します。また、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇さんより、内容説

	明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第6 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、2件を議題とします。 この2件については、〇〇が関連する案件です。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されますので、退席していただきます。 1件目と2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の5頁をご覧ください。 1件目と2件目について、地図は8頁をご覧ください。 賃貸借権の設定で、新規の案件です。 借人は〇〇番地〇〇さんです。1件目、貸人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、畑、面積620㎡です。 2件目、貸人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、畑、面積853㎡です。 1件目、2件目ともに、栽培品目は、季節野菜で、期間は、令和4年11月公告日から令和9年10月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。〇〇さんは、一生懸命がんばっています。ご議審よろしくをお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

	異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	議事が終了しましたので、〇〇に対する議事参与の制限を解除します。
議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、11 月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13 時 50 分 閉会

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____